平成２１年（フ）第８４３号
さいたま市北区本郷町971番地１―802
債務者　穂積　一惠
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５５号
埼玉県北本市二ツ家４丁目47番地１　ペルル北本311
債務者　方村まり子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
埼玉県草加市手代町1033番地９
債務者　松永　惠博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
埼玉県草加市手代町1033番地９
債務者　松永　和博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
埼玉県狭山市新狭山２丁目24番地の１　プリミテージュ新狭山3001
債務者　西田　亮子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６８号
埼玉県狭山市入間川1436番地の21、前住所埼玉県入間市久保稲荷１丁目18番地９
債務者　高田　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９０号
埼玉県川越市中原町１丁目２番地４　パームツリースクエア101号室
債務者　荒川　将一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２６６号
東京都足立区谷中５―14―６　フローラルタウンⅡ101号室、住民票上の住所埼玉県行田市棚田町１丁目19番地16
債務者　増田　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０２号
埼玉県熊谷市手島227番地
債務者　金井　**隆**夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１８号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2343番地１
債務者　島田　明美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野356番地１
債務者　大島　　晃
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
静岡県浜松市浜北区中条1515番地　シティアベニュー103、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区小松3177番地の３
債務者　伊藤　わか
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
札幌市北区新琴似１条12丁目２番14号
債務者　宮本　康一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４０号
札幌市白石区北郷２条11丁目６番10号
債務者　山崎　晴弘
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１８号
札幌市白石区菊水５条１丁目５番23号
債務者　佐々木　正
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２７号
札幌市手稲区前田８条10丁目１番15号
債務者　工藤　　智
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４５号
札幌市西区福井３丁目14番３号　コーポまるみやＢ－１号
債務者　飯塚　其枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部